

大口町告示第37号

大口町地域包括支援センター運営事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町地域包括支援センター運営事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町地域包括支援センター運営事業実施要綱（平成26年大口町告示第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「包括的支援事業」を「地域支援事業」に改め、同号ア中「第115条の45第1項第2号」を「第115条の45第1項第1号ニ」に改め、同号イ中「第115条の45第1項第3号」を「第115条の45第2項第1号」に改め、同号ウ中「第115条の45第1項第4号」を「第115条の45第2項第2号」に改め、同号エ中「第115条の45第1項第5号」を「第115条の45第2項第3号」に改め、同条第3号中「介護予防サービス計画作成業務」を「介護予防支援事業」に、「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改める。

第10条第2項中「第115条の46第6項」を「第115条の46第8項」に改める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。